

高崎市公共下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

高崎市下水道局

1. 総則

1. 1 目的

本規程は、高崎市下水道事業において PPP/PFI 手法優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に下水道（社会資本）を整備するとともに、下水道利用者に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1. 2 定義

本規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他、本規程において、下水道事業関連の用語の定義は、下水道法の定めるところによる。

- イ PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 下水道施設：下水道法第2条第2号に規定する下水道
- ハ 公共施設整備事業：PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金：PFI法第2条第6項に規定する利用料金等（その他下水道使用料等を含む）
- ホ 運営等：PFI法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権：PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等：PFI法第2条第2項に基づく建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。下水道事業においては、下水道法第3条に基づく設置、改築、修繕、維持その他の管理をいう。なお、PFI法に基づく維持管理は、いわゆる新設または施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）も含まれる。
- チ 優先的検討：本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針：「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

1. 3 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が下水道施設の維持、修繕等を担う手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権方式※1 ・ 指定管理者制度 ・ 包括的民間委託（レベル1～レベル3、管路包括等）※2
ロ 民間事業者が下水道施設の設置、改築及び維持、修繕等を担う手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権方式※3 ・ BT0方式(建設Build-移転Transfer-運営等Operate) ・ BOT方式(建設Build-運営等Operate-移転Transfer) ・ B00方式(建設Build-所有Own-運営等Operate) ・ DB0方式(設計Design-建設Build-運営等Operate) ・ R0方式(改修Rehabilitate-運営等Operate) ・ 民設民営方式 ・ ESCO
ハ 民間事業者が下水道施設等の設置又は改築を担う手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ BT方式(建設Build-移転Transfer)(民間建設買取方式) ・ DB方式(設計Design-建設Build) ・ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。) ・ 公的不動産の利活用※4

※1 公共施設等運営権方式については、BT0方式等と組み合わせて活用することも考えられる

※2 「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」より

※3 既存施設の改築(全面的に除却し再整備するものを除く。)については、公共施設等運営権方式も対象になる。

※4 公的不動産の利活用(定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等)

2. 優先的検討の手続き

高崎市下水道局は、新たに下水道施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び下水道施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の下水道施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」（下水道法第4条又は第25条の11に定める事業計画）の策定又は改定を行うとき

- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 上記、第二号に掲げるもののほか、下水道事業（公営企業）の経営効率化に関する取組を検討する場合
- 五 下水道事業での未利用資産や下水汚泥等の未利用エネルギー等の有効活用を検討する場合
- 六 下水道施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3. 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する下水道施設の整備等事業を優先的検討の対象とする。

一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる下水道施設の整備等事業

- イ 下水道汚泥有効利用施設等の整備等事業
- ロ 利用料金の徴収を行う下水道施設の整備等事業（下水処理施設（高崎市がモニタリング等に必要と認められる技術力確保のために自ら整備等を行うことが必要な施設を除く。）の設置・改築・修繕・維持等。浸水被害の防止に係る事業を除く。）

二 次のいずれかの事業費基準を満たす下水道施設の整備等事業

- イ 事業費総額が10億円以上の下水道施設の整備等事業（設置、改築を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が1億円以上の下水道施設の整備等事業（維持、修繕等のみを行うものに限る。）

三 対象事業の例外

次に掲げる下水道施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている下水道施設整備等事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている下水道施設整備等事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている下水道施設整備等事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある下水道施設整備等事業

4. 適切なPPP/PFI手法の選択

一 採用手法の選択

高崎市下水道局は、優先的検討の対象となる下水道施設整備等事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難である時は、複数の手法を選択できるものとする。

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

高崎市下水道局は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することが出来るものとする。

- イ 指定管理者制度：次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- ロ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式：次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施
- ハ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合にあつて、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5. 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

高崎市下水道局は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら下水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲を評価するものとする。

- イ 下水道施設等の整備等の費用
- ロ 下水道施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- ヘ 利用料金収入

二 その他の方法による評価

高崎市下水道局は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴衆を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

6. 詳細な検討

高崎市下水道局は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された事業以外の下水道施設整備等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用

するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら下水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7. 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

高崎市下水道局は、5一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該下水道施設整備等事業の予定価格の推測につながらない事項PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容入札手続の終了後等適切な時期

ロ その他の方法による評価の結果の公表

高崎市下水道局は、5二の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該下水道施設整備等事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）
PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期。
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該下水道施設整備等事業の予定価格の推測につながるものに限る。）入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

高崎市下水道局は、5の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該下水道施設整備等事業の予定価格の推測につながらない事項PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）入札手続の終了後等適切な時期